

文化芸術における障害者への対応について

【文化芸術分野における障害者への対応に関する考え方】

- 文化芸術活動への助成については、障害の有無に関わらず才能のある文化芸術活動を支援するという考え方で取り組んでいる。
- 全国高等学校総合文化祭（イベント）については、手話の導入等、障害者が広く参加できる環境を整備するという考え方で取り組んでいる。
- 独立行政法人国立文化財機構（国立博物館）、国立美術館、日本芸術文化振興会（国立劇場等）では、バリアフリーに向けた取組を進めている。

〔助成関連〕

- ・ 芸術水準の向上に資すると認められる舞台芸術や日本映画の製作活動などに対する事業において、団体等からの申請に応じ、字幕作成にかかる経費等を助成対象に含めている。（優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業、文化芸術振興費補助金、芸術文化振興基金助成金）
- ・ 国内映画祭等の活動支援対象としてバリアフリー上映活動を明示。（芸術文化振興基金助成金）

〔イベント関連〕

- ・ 「全国高等学校総合文化祭」において、総合開会式で手話を導入し、また、特別支援学校の生徒作品の展示会、ワークショップや生徒が出演するコンサートを開催するなど、障害のある高校生にも広く参加できる環境を整備。

〔独立行政法人関連〕

- ・ 各国立博物館や国立美術館、国立劇場等においてはそれぞれエレベーターやオストメイト対応トイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子を配備している。
- ・ 3次元プリンターの出力による文化財の複製品を用いた、触れることにより視覚障害者の作品の理解を助けるハンズオンのプログラムを実施。（九州国立博物館）
- ・ 点字による案内パンフレットを配布。（東京国立博物館）
- ・ 手話通訳ボランティアによる活動や、筆談用のコミュニケーションボードの設置。（東京国立博物館、九州国立博物館）
- ・ 一部の公演において字幕表示の推進や音声ガイドなど、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供（国立劇場、国立演芸場、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ、新国立劇場）。
- ・ 障害者及び介護者1名の入場無料化（国立博物館、国立美術館）や障害者割引の導入（国立劇場等）。
- ・ 展示室・客席内・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。（国立博物館、国立美術館、国立劇場等）

(参考)

○障害者の権利に関する条約（仮訳文）（抄）

※平成19年に日本国署名、平成20年発行、現在批准に向けた国内法令を整理中。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者と平等に文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、障害者が次のことを行うことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) 利用可能な様式を通じて、文化的な作品を享受すること。
 - (b) 利用可能な様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受すること。
 - (c) 文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）へのアクセスを享受し、並びにできる限り自国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。
- 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
- 3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 4 障害者は、他の者と平等に、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聴覚障害者の文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。
- 5 (略)

○障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）（抄）

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（文化的諸条件の整備等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

○障害者基本計画（平成14年12月閣議決定？）

2. 生活支援

e. スポーツ、文化芸術活動の振興

障害者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者の利用しやすい施設・設備の整備の促進及び指導員等の確保を図る。

また、文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。

全国障害者スポーツ大会や障害者芸術・文化祭の充実に努めるとともに、民間

団体等が行う各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を積極的に支援する。

3. 生活環境

(1) 基本方針

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進する。

このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、防災、防犯対策を推進する。

(2) 施策の基本的方向

a. 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

障害者の特性やニーズに対応した適切な設備・仕様を有する障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進するとともに、バリアフリー化された住宅ストックの形成を推進する。

また、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づく多数の者が利用する一定の建築物についてのバリアフリー対応の義務付け、設計者等向けのガイドラインの作成・周知などにより、障害者等すべての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を推進する。さらに、窓口業務を行う官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進する。

7. 情報・コミュニケーション

c. 情報提供の充実

聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での整備を促進する。

放送事業者の協力も得て、字幕番組、解説番組、手話番組など障害者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進する。

点字図書、字幕付きビデオなど視聴覚障害者への情報提供サービスの充実を図るとともに、公共サービスにおいては、点字、録音物等による広報の促進を図る。また、字幕付きビデオ作成に係る著作権の運用改善を図る。

d. コミュニケーション支援体制の充実

各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置を働きかけるとともに、国民の手話に対する理解と協力を促進する。

○重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

2 生活支援

③ スポーツ、文化芸術活動の振興

○ スポーツ、文化芸術活動の振興

障害者の社会参加等を促進するため、障害の有無にかかわらず、誰もが参加するスポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、地域におけるスポーツ大会及び文化講座等や全国の障害者が参加する「全国障害者スポーツ大会」及び「全国障害者芸術・文化祭」を開催する。

○ 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（第二次）（平成23年3月15日閣議決定）（抄）

(2) 文化・スポーツ

○ 障害者が芸術・文化活動をする際に必要な配慮や支援等が提供されるための環境整備を図るための具体的方策を検討し、平成23年度内を目途にその結論を得る。

○文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）（抄）

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

○「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について（平成23年1月31日文化審議会）」における障害者に関する記載について

第1 文化芸術振興の基本理念

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

（2）基本的視点

① 成熟社会における成長の源泉（抄）

また、文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

8. 国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境を整備し、心豊かな社会を実現していくため、特に、高齢者、障害者、青少年などへのきめ細かい配慮等を図りつつ、次の施策を講ずる。

（2）高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

文化芸術活動の公演・展示等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人等が文化芸術を享受しやすいよう、施設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。

高齢者、障害者、子育て中の保護者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組を促進する。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抜粋）

（基本理念）

第二条

- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

- 国は、学校の体育に関する活動について、障害の種類や程度に応じて参加できるようにするため、適切かつ効果的な指導の在り方について調査、先導的な取組を検討・推進。（P11）

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握し、必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進。（P17）
- 国は、障害者が旅先でもスポーツに親しめる機会を充実するため、障害の有無にかかわらず移動・旅行ができる環境整備に取り組む。（P18）
- 国は、障害者を含む全ての地域住民の安全なスポーツ環境を創り出すため、地方公共団体が行うバリアフリー化や耐震化等の社会体育施設等の安全確保対策を支援。（P20）

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

- 国は、障害者がより身近にスポーツに親しむことができるよう、健全者も障害者もともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討。（P30）
- 国は、健全者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法について、大学等での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進。（P32）

4. 国際競技力の向上に向けた人材養成・スポーツ環境の整備

- 国は、日本スポーツ振興センターと連携し、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）及び中央競技団体による国際的ネットワークの構築が戦略的に進められるよう支援。（P36）
- 国は、アスリートや企業等に対する表彰等を実施する。あわせて、JOC及びJPCにおいても、オリンピックとパラリンピックの関係に留意しつつ、関係省庁や関係団体等と連携して、表彰等トップアスリートの意欲を高める取組を行うことが期待される。（P36）
- 国は、日本障害者スポーツ協会及び日本スポーツ振興センター等と連携し、競技性の高い障害者スポーツのアスリートの発掘・育成・強化や情報分野等による支援等を推進。（P37）
- 日本スポーツ振興センターは、助成を通じ、スポーツ団体が行う競技性の高い障害者スポーツのトップアスリートの強化活動を支援。（P37）
- 国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、障害者アスリートが安全に競技力向上を図れるよう、例えばメディカルサポートのための環境整備を図るなど、競技性の高い障害者スポーツに対する支援機能を強化。（P39）

健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業

(前年度予算額 71,316千円)

平成25年度概算要求額 127,970千円

1. スポーツ基本法における障害者スポーツに関する基本理念

スポーツ基本法第2条第5項において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定された。

2. 事業の目的

各種マニュアル、新しい種目、用具等の開発や実践研究の実施、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態把握等により、健全者と障害者が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進する。

3. 事業内容

①協力者会議の設置

- 事業の実施にあたっての基本方針等の策定、各ブロックにおける取組の方向性の調整、事業成果の検証等を実施。
- 障害者が地域におけるスポーツ・レクリエーション活動に主体的に参画する方策等についても検討。

②健全者と障害者が融合したスポーツ・レクリエーション活動の実践研究

- 障害者スポーツ関係団体等との連携による企画・運営マニュアルの改良、指導マニュアルの開発と、各ブロックにおける実践研究。
- 実践研究の成果やスポーツ医・科学を活用した新たな種目・用具等についての開発。
- 地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態把握。

③健全者と障害者が融合したスポーツ・レクリエーション活動についてのシンポジウムの開催

- ②の実践研究を行った各ブロック代表者や地域スポーツ関係者等が一堂に会し、実践研究等の成果について発表し、意見交換を行うシンポジウムを開催し、その成果資料を各地域における取組に役立てる。

体育活動における課題対策推進事業 (障害のある児童生徒の体育活動促進事業)

平成25年度概算要求額 52,069千円(新規事業)

1. 事業要旨

- (1) 学校における体育活動は、青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、すべての子どもたちにスポーツに対する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものである。
- (2) 障害のある児童生徒の学校の体育活動については、一層、障害の種類や程度に応じて必要な配慮が求められている。
- (4) 上記の課題に対応するため、障害のある児童生徒に対する運動機会の確保など、学校の体育活動の課題に対し取組を推進する。

2. 事業内容・事業計画

○障害のある児童生徒の体育活動促進事業

障害のある児童生徒の体育の授業等の指導方法について、特に通常の学級における事例を収集・分析し、効果的な指導方法について各学校に周知する。

厚生労働省における障害者スポーツの取組等について

1 障害者スポーツの歴史等

- 厚生労働省では、障害者の社会参加を促進するとともに、障害に対する国民の理解を促進するものとして、全国障害者スポーツ大会の開催など障害者スポーツの裾野を広げる取組を進めてきた。
- 障害者スポーツについては、昭和 39 年の東京オリンピック後のパラリンピック開催の決定を契機に、旧厚生省において、身体障害者スポーツの振興を積極的に推進することが全国に通知され、これを受けて、広く身体障害者のスポーツ大会が開催されるようになり、昭和 40 年から「全国身体障害者スポーツ大会」を開催するようになった。
- その後、知的障害者や精神障害者も一体として競技に参加するようになるとともに、障害者のスポーツに対する国民各層の理解と関心は年々高まりをみせているところである。
- 現在では、障害者スポーツに対する意識もリハビリテーションの延長という考え方から、日常生活の中で社会参加や健康づくりを目的とした楽しむスポーツ、競技するスポーツへと広がっている。
- 全国障害者スポーツ大会をはじめ、地域での障害者スポーツに対する取組については、これまで多くのボランティアに支えられて取組が進められている。
また、競技性の高いスポーツに対する取組については、障害者スポーツの競技団体の統括団体である公益財団法人日本障害者スポーツ協会内に設置された日本パラリンピック委員会とその加盟団体（61 競技団体）を中心に進められている。
- 今後も、ボランティア団体、競技団体、民間企業等とともに関係団体等が連携しながら障害者スポーツの振興に取り組む必要がある。

2 障害者スポーツに対する取組

- 障害者スポーツを更に発展させていくためには、
 - ・ 障害者スポーツ指導者の有効活用を図り、障害者が広くスポーツに参加できる機会の確保
 - ・ 世界的にトップアスリートの競技レベルが向上する中、国内のトップアスリートの競技レベル向上のための環境整備等を進めていくことが必要である。

- 厚生労働省においては、従来から障害者のリハビリテーションや健康増進、社会参加の促進、障害者に対する国民の理解を促進するために、以下のような取組を実施し、障害者スポーツの振興を図っている。

① 障害者スポーツの裾野を広げる取組

- ・ 全国障害者スポーツ大会の開催
※全国障害者スポーツ大会開催事業：55 百万円
(参考)
平成 13 年度からは、それまで別々に開催されていた「全国知的障害者スポーツ大会（平成 4 年から開催）」と「全国身体障害者スポーツ大会（昭和 40 年から開催）」を統合して実施。
- ・ 障害者スポーツの普及・啓発、情報収集・提供、障害者スポーツ指導者の養成等
※障害者スポーツ振興事業：113 百万円
- ・ 障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会の開催
※スポーツ・レクリエーション教室開催事業：地域生活支援事業 450 億円の内数
- ・ 体育館等のバリアフリー化や障害者スポーツ特有の備品の整備
※体育館等バリアフリー緊急整備事業：障害者自立支援対策臨時特例交付金の内数
- ・ 民間団体が実施する障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業（スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業等）に対する助成
※障害者スポーツを支援する事業：社会福祉振興助成事業 1,873 百万円の内数
(注) ※は平成 24 年度予算額

② 総合国際競技大会への選手派遣及び指定強化

パラリンピックやデフリンピックへの日本選手団の派遣やメダル獲得を目指すトップアスリートに対して活動費を助成。

【平成 24 年度予算額】

- ・ 総合国際競技大会派遣等事業：128 百万円

- ・ 総合国際競技大会指定強化事業：590 百万円

※ 総合国際競技大会指定強化事業については、トップアスリートの活動費を助成するものであるが、平成 21 年度創設の 1.8 億円から平成 24 年度は 5.9 億円と充実を図っている。

③ 文部科学省との連携

障害者スポーツをより発展的に振興していくため、平成 13 年度から毎年、文部科学省と「障害者スポーツ施策連携協議会」を開催し、障害者スポーツについての情報・意見交換を行うとともに、連携方策を検討している。

※ ロンドンパラリンピックの準備に向けて、パラリンピック選手もナショナルトレーニングセンターを利用できるよう、団体間の調整がついた水泳など、可能なところから運用の改善が図られてきている。

④ 普及啓発関係

厚生労働省では、今年度、オリンピック同様にパラリンピックも応援していただけるよう広報活動に特に力をいれてきたところ。

掲載日 発行日	広報媒体	番組・雑誌名	訴求ポイント
7/1	広報雑誌	「厚生労働」7月号	日本代表選手にスポットを当てながら、パラリンピックの概要を紹介するとともに、パラリンピックならではの競技を知ってもらうこと
8/9	政府広報オンライン (内閣府 HP)	政府インターネットテレビ 「徳光 & 木佐の知りたいニッポン！」	国民全般に対して、パラリンピックに関心を持ってもらうこと
8/16	政府広報オンライン (内閣府 HP)	政府インターネットテレビ	様々な障害特性に配慮された競技があることを障害者に知ってもらうことで、障害者がこれからスポーツを行うきっかけを引き起こすこと
8/18 8/19 ※地域 により 異なる	FM ラジオ 政府広報オンライン (内閣府 HP)	政府広報ラジオ 「中山秀征のジャパ リズム」	国民全般に対して、パラリンピックに関心を持ってもらうこと
8/27	TBS ラジオ	TBS ラジオ「政府情報 官邸発」	パラリンピックの魅力や障害者スポーツの意義を知ってもらう。

⑤ その他の取組

全国各地で開催される障害者スポーツの大会に対して、後援名義の使用を許可するとともに、節目の大会開催時には大臣祝辞や厚生労働省職員が出席している。

【後援している主な障害者のスポーツ大会】

- ・ ジャパンパラリンピック競技大会（平成 3 年～）
- ・ 内閣総理大臣杯争奪日本車椅子バスケットボール選手権大会（昭和 45 年～）
- ・ 大分国際車いすマラソン大会（昭和 56 年～）
- ・ 全国車いす駅伝競走大会（平成 2 年～）

公益財団法人日本障害者スポーツ協会の概要

- 1 名 称 公益財団法人 日本障害者スポーツ協会
- 2 設立年月日 昭和40年5月24日
※パラリンピック東京大会の成功を契機に我が国の障害者スポーツの普及・振興を図るために設立。
- 3 基本財産 5,000千円
- 4 目 的 障害者のスポーツの振興とその他社会復帰に援助を図り、もって我が国の障害者の福祉の増進に寄与すること。
- 5 事業内容
- ① 障害者のスポーツ大会の開催及び奨励
 - ② 障害者スポーツ指導者の育成
 - ③ 障害者スポーツ団体及び関連団体との連絡調整
 - ④ 障害者のスポーツに関する相談、指導及び普及啓発
 - ⑤ 国際パラリンピック委員会及び国際的な障害別競技団体の事業への参画
 - ⑥ 国際障害者スポーツ大会への選手、役員のパ遣及び成績優秀者の表彰
 - ⑦ 障害者スポーツ選手の競技力の強化
 - ⑧ 障害者スポーツに関する調査研究
 - ⑨ 障害者のスポーツの広報
 - ⑩ 事業に必要な財源調達のための知的所有権の管理及び商標提供
 - ⑪ その他この法人の目的達成に必要な事業
- 6 役 員
- 最高顧問 張 富士夫（公財財団法人日本体育協会会長）
会 長 鳥原 光憲（東京ガス株式会社取締役会長）

日本パラリンピック委員会（JPC）の概要

- 1 名 称 日本パラリンピック委員会 (Japan Paralympic Committee : JPC)
- 2 設立年月日 平成11年8月20日 (1999年)
(日本障害者スポーツ協会の内部組織として設立)
- 3 設立経緯 平成10年(1998年)、我が国で初めて開催された冬季パラリンピック「長野パラリンピック冬季競技大会」において、障害のある選手の活躍する姿に大きな反響がよせられた。
これを契機として、我が国の競技スポーツの分野を強化するために設立され、国際競技団体の日本代表組織として、国際競技大会への選手団派遣や選手強化を行っている。
- 4 事業内容
- ① 障害者スポーツ大会の開催及び奨励
 - ② 障害者スポーツ団体及び関連団体との連絡調整
 - ③ 国際パラリンピック委員会及び国際的な障害別競技団体の事業への参画
 - ④ 国際障害者スポーツ大会への選手及び役員の派遣
 - ⑤ 障害者スポーツ選手の競技力の向上を図るための強化
 - ⑥ 障害者スポーツの広報
- 5 組 織
- | | |
|-------------|------------------------|
| 委 員 長 | 鳥原 光憲 (日本障害者スポーツ協会会長) |
| 運 営 委 員 会 | 運営委員19名 (委員長1名、副委員長2名) |
| 競 技 団 体 会 議 | 加盟競技団体代表委員会61名 |
| 加 盟 競 技 団 体 | 61団体 |
| 事 務 局 | 公益財団法人日本障害者スポーツ協会 |

日本パラリンピック委員会加盟競技団体

No	競技団体名	No	競技団体名
1	日本身体障害者アーチェリー連盟	31	日本障害者ローンボウルズ連盟
2	日本身体障害者陸上競技連盟	32	全日本視覚障害者ボウリング協会
3	NPO 法人日本盲人 マラソン協会	33	NPO 法人日本車いすダンススポーツ連盟
4	日本ボッチャ協会	34	財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会
5	日本障害者自転車協会	35	日本聴覚障害者陸上競技協会
6	一般社団法人日本障害者乗馬協会	36	日本ろう者バドミントン協会
7	日本ブラインドサッカー協会	37	NPO 法人日本デフバスケットボール協会(男子)
8	日本脳性麻痺7人制サッカー協会	38	NPO 法人日本デフバスケットボール協会(女子)
9	日本ゴールボール協会(男子)	39	日本ろう者武道連合
10	日本ゴールボール協会(女子)	40	日本ろう者ボウリング連合
11	NPO 法人日本視覚障害者柔道連盟	41	日本ろう者サッカー協会(男子)
12	日本デフイスイブル・パワーリフティング連盟	42	日本ろう者サッカー協会(女子)
13	NPO 法人日本アダプティブローイング協会	43	日本ろう者水泳協会
14	NPO 法人日本障害者セーリング協会	44	日本ろう者テニス協会
15	NPO 法人日本障害者スポーツ射撃連盟	45	日本ろうあ者卓球協会
16	日本身体障害者水泳連盟	46	一般社団法人日本デフバレーボール協会(ビーチバレーボール)
17	日本肢体不自由者卓球協会	47	一般社団法人日本デフバレーボール協会(男子バレーボール)
18	日本シッティングバレーボール協会(男子)	48	一般社団法人日本デフバレーボール協会(女子バレーボール)
19	日本シッティングバレーボール協会(女子)	49	日本ろう者スキー協会アルパンスキーチーム
20	日本車椅子バスケットボール連盟(男子)	50	日本ろう者スキー協会カリングチーム
21	日本車椅子バスケットボール連盟(女子)	51	日本ろう者スキー協会クロスカントリースキーチーム
22	日本車いすフェンシング協会	52	日本ろう者スキー協会アルパンスノーボードチーム
23	日本ウィルチェアラグビー連盟	53	日本ろう者スキー協会スノーボードハーフパイプチーム
24	日本車いすテニス協会	54	NPO 法人日本知的障害者スポーツ連盟
25	日本アイススレッジホッケー協会	55	NPO 法人日本知的障害者陸上競技連盟
26	NPO 法人日本障害者スキー連盟(アルパンスキー)	56	日本FIDバスケットボール連盟
27	NPO 法人日本障害者スキー連盟(クロスカントリー)	57	日本知的障がい者サッカー連盟
28	日本チェアカーリング協会	58	日本知的障害者水泳連盟
29	日本障害者バドミントン協会	59	日本知的障害者卓球連盟
30	NPO 法人日本車椅子ビリヤード協会	60	NPO 法人日本障害者スキー連盟(アルパンスキー)
		61	NPO 法人日本障害者スキー連盟(クロスカントリー)

